CHIYODA
# 千代田

2/20 NO.674
昭和60年
(毎月5日・20日に発行)
区のお知らせ
発行：東京都千代田区
〒102 千代田区九段南1-6-11
電話：264－0151(代)
編集：企画部広報課

**千代田区のいま**

★今年は国際青年年★

▶千代田区の"青年"人口
(12歳から30歳まで)
・17,272人
・総人口に占める割合
30.14%
—60年1月1日現在—

# 地域の活力とともに歩む千代田区

## 住宅を増やし 住みよい環境を

## 『優良再開発建築物整備促進事業』スタート！

夜間人口の減少傾向が依然として続き、さらに、業務地化の進行が生活環境にさまざまな影響を及ぼし始めてきた千代田区。

こうした状況にあって、都心区にふさわしく、しかも明るく住みよい〝まちづくり〟をすすめる必要が、区民のみなさんの要望の強さと相伴って、高くなってきています。

そこで、区では、良質な住宅の建設と住みよい環境を作るため、従来の「市街地住宅等共同整備事業」から、より対象範囲を拡大させた、新たな『優良再開発建築物整備促進事業』制度を設け、千代田区にふさわしい〝まちづくり〟をスタートさせました。

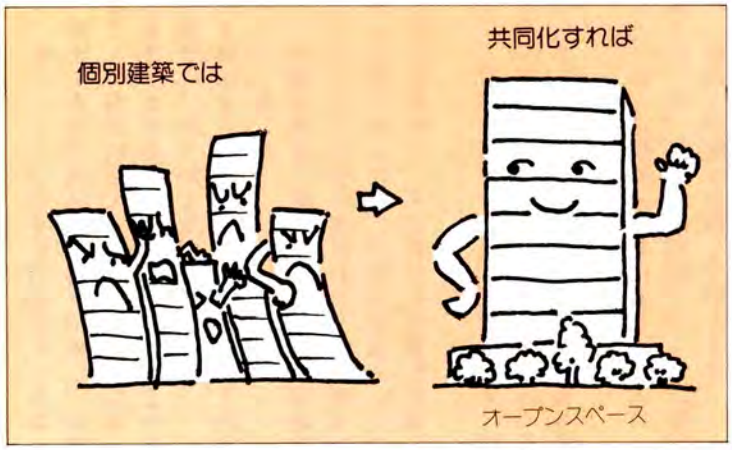


### 近隣の方々で共同建替えをしてみませんか？

この制度は、2人以上の地権者等が敷地を共同利用し、オープンスペースをとった住宅を主体とした建築物を建設、整備する場合に、区が建設費などの一部を補助する制度です。

**◆対象となる事業は**

対象となる建物は、つぎの要件を満たしたものです。

・敷地面積および道路部分の面積の2分の1の合計がおおむね1千平方㍍以上あること
・敷地面積の合計が500平方㍍以上あること
・敷地内に200平方㍍未満の敷地が1つ以上あること
・地階を除く建物の階数が3階以上あること
・敷地内に一定規模以上の空地があること
・住宅部分の面積は、住居地域にあっては全床面積の3分の2以上、商業地域にあっては原則として3分の1以上あること

**◆補助の対象は**

事業費のうち、つぎの費用が補助の対象となり、補助率は通常3分の2です。

▼調査設計計画費
▼土地整備費
▼共同施設整備費（住宅部分の面積が全床面積の3分の2以上あること）

**近隣の方々で共同で建替えを考えている方や、この制度をくわしく知りたい方は都市整備部住宅整備課へお問合せください。**

▲拍手に迎えられて登庁

## 区民の信託に応えて

# みんなで育(はぐく)む明日(あした)の千代田

千代田区長　加藤清政

区民の皆さん、私はこのたび皆さんの温かく、力強いご支持により、栄えある千代田区政を再び担当し、今後4年間区民の皆さんの負託に応えることになりました。

千代田区をふるさととする私にとって、これ以上の喜びと感激はありません。ありがとうございました。

この感激を強く胸にきざみ、区政の伸展につくす決意をさらに新たにいたしました。

私はこれまで、区議会議員、都議会議員、衆議院議員、そして千代田区長として三十有余年にわたり、国政及び地方行政に参画して参りましたが、千代田区長としての職務こそ、最も生甲斐があり、その責任と自覚を認識しております。

今後は、さらに、首都東京の中心区、歴史と伝統に輝き、社会、経済の中枢機能が集中している千代田区の長として、従来にも増して、最善の努力を傾注して参る所存であります。

いま、本区をとりまく諸情勢は非常に厳しく、人口・まちづくり問題をはじめ、税・財政問題、さらには特別区制度問題など、複雑な問題が山積しております。

すなわち、本区は年々業務地化がすすみ、夜間人口が減少しておりますが、人口は、地域社会を形成する基本であり、地方自治にとっての重要な要素であります。

従いまして、人口対策については、あらゆる方策を考え、手段を講じ、減少傾向に歯止めをかけなくてはなりません。

同時に、税・財政問題などの重要課題の解決にむけても、一層努力して参る所存であります。

また、本区は昨年三月、『教育と文化のまち千代田区宣言』を行いました。

本宣言の主旨は、いきいきとした地域社会を取り戻し、居住と職域の調和した、自立的で文化の香り高いまちづくりを進めることであります。

そして、首都東京の顔にふさわしい美しい環境を守り、地域に根ざした人間性豊かな教育を行い、文化を高めるものであります。

この宣言の趣旨を具体化し〝活気とやすらぎのある調和のとれたまち〟の実現を図っていくため、区政全般にわたる諸施策を見直し、二十一世紀を展望した計画事業の推進に向けて、現在、全庁あげて、基本計画の改定作業を進めております。

この改定は、今後の区政の方向を大きく左右いたしますので、私といたしましても改定については、十分に意を注いで参る所存であります。

私の政治理念は、従来から主張して参りましたとおり、〝区政は区民のもの、区民のために執行されなければならない〟ということであります。

この理念は、生涯を通じて変るものではなく、日々、区政をあずかる最高責任者として、これからも皆さんのご意見を伺いながら、〝開かれた区政〟の効果的な運営を行って参りたいと考えております。

そして、社会・経済事情に即した事務事業の執行を心がけると共に、地方自治の理念である「最少の経費で最大の効果をあげる」ことが、区に寄せる皆さんの期待に応える私の責務と痛感している次第であります。

私は、区議会と共に、自治権の確立と、区が抱えている重要課題の解決に向けて、全力を挙げて取り組み、皆さんが心から住んでいてよかった、と思える千代田区にしていくため、区政執行のスローガンを〝みんなで育む明日(あした)の千代田〟と定め、最善の努力を傾注して参ります。

どうか、区民の皆さんの従来にも増したご理解、ご協力を心からお願い申し上げまして、就任のごあいさつといたします。

# 国民健康保険

## お気軽にご相談を 国民健康保険 無料健康相談

区では、国民健康保険に加入しているひとを対象に、区内の医師会の協力で無料の健康相談を行います。

**相談期間**　3月11日(月)から16日(土)までの診療時間内

**相談場所**　「国保の健康相談(無料)の表示のある区内の病院・診療所」

**相談内容**　問診、検尿、血圧測定、聴打診

なお、相談を希望するひとは、必ず保険証を持参してください。

ただし、相談の結果、治療を必要とする場合は、保険扱いになりますのでご了承ください。

**問合せ**　国民健康保険課保険管理係

## こんなときに支給されます 国民健康保険の 高額医療費

(　)内の金額は、住民税非課税世帯の場合です。

①同じひとが、同じ月内に、同じ病院・診療所で、支払った自己負担分が5万1千円(3万円)を超えたとき、その超過分が支給されます。

②同一世帯で、同じ月内に支払った自己負担分が、3万円(2万1千円)以上となるひとが2人(回)以上あったとき、その額を合算して、5万1千円(3万円)を超える分について支給されます。

③同一世帯で、①、②の高額療養費の該当が、1年に4回以上あったとき、4回目からは、自己負担分が3万円(2万1千円)を超える分について支給されます。ただし、この場合には、4回目からの自己負担分が5万1千円(3万円を超えていることが必要です。

④同じひとが、同じ月内に、同じ病院などで長期治療をうけ、その費用が著しく高額な場合で厚生大臣の定めるものについて支給されます。

※高額療養費の支給該当世帯には、診療月より2～3か月後に、申請手続をお知らせします。

**問合せ**　国民健康保険課資格給付係

## 千代田区長選挙投票所別投票者数など

1月27日(日)に行われた千代田区長選挙の投票所別の投票率などはつぎの表のとおりです。

※区長・区議会議員補欠選挙の投・開票結果の速報(候補者別得票数など)は前号で既報。

**問合せ**　千代田区選挙管理委員会☎264―0151内線441～443

**千代田区長選挙投票所別有権者数・投票率など**

| 投票区名 | 投票所名 | 有権者数(人) | 投票者数(人) | 投票率(%) |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 番町出張所 丸の内分室 | 208 | 101 | 48.56 |
| 2 | 永田町小学校 | 2,157 | 648 | 30.04 |
| 3 | 麹町 〃 | 4,947 | 1,811 | 36.61 |
| 4 | 九段 〃 | 4,780 | 2,161 | 45.21 |
| 5 | 富士見 〃 | 4,204 | 1,696 | 40.34 |
| 6 | 千代田区役所 | 1,366 | 512 | 37.48 |
| 7 | 西神田小学校 | 3,389 | 1,606 | 47.39 |
| 8 | 錦華 〃 | 3,389 | 1,555 | 45.88 |
| 9 | 小川 〃 | 1,952 | 899 | 46.06 |
| 10 | 淡路 〃 | 1,522 | 805 | 52.89 |
| 11 | 神田 〃 | 2,792 | 1,446 | 51.79 |
| 12 | 今川中学校 | 1,137 | 516 | 45.38 |
| 13 | 千桜小学校 | 817 | 366 | 44.80 |
| 14 | 今川 〃 | 2,490 | 1,099 | 44.14 |
| 15 | 佐久間 〃 | 1,977 | 936 | 47.34 |
| 16 | 芳林 〃 | 3,503 | 2,020 | 57.66 |
| 17 | 番町 〃 | 2,044 | 756 | 36.99 |
| 男 | | 20,327 | 8,882 | 43.70 |
| 女 | | 22,347 | 10,051 | 44.98 |
| 合計 | | 42,674 | 18,933 | 44.37 |

## 寝たきりのお年寄り 心身に障害のある方に 日常生活のお世話を

区では、寝たきり老人や心身障害者を抱えている家庭に、家庭奉仕員等を派遣して家事や介護など日常生活のお世話をします。

**派遣を受けられるひと**

①老衰、心身の障害などの理由により寝たきりで、日常生活に支障があるおおむね65歳以上のひとり暮しまたは老人のいる世帯で、その家族が介護を十分に行えない状況にあるとき

②重度の心身障害者のいる世帯で家族が障害者の介護を十分に行えない状況にあるとき

**派遣するひと**

・定期的な派遣が必要な低所得世帯には、家庭奉仕員を派遣

・前記以外の世帯には、家事援助者を派遣

**派遣回数**

1回当り半日(3時間)または1日(6時間)を単位として、週18時間を限度に派遣対象者の身体的状況、世帯の状況などを考慮して決定

**費用の負担**

その世帯の生計中心者の所得に応じて、無料からその一部または全部を負担していただきます。

**申込み・問合せ**　福祉事務所相談係(☎264―0151内線343)

申告はお早めにどうぞ

# 確定申告と納税は3月15日までに!!

所得税の確定申告書の提出期限は、3月15日㈮までです。

提出期限が近くなると、税務署の窓口が混雑しますので、お早めに申告を済ませましょう。

なお、事業所得、不動産所得および山林所得にかかる総収入金額が5千万円を超える方は、総収入金額報告書を3月15日までに提出しなければならないことになりました（ただし、確定申告書を提出した方を除く）

## 確定申告にあたってのご注意

・税務署から申告書用紙が送られた方は、必ずその申告書用紙を使用してください。

・確定申告書の控えを作り、来年からの申告に役立てましょう。

・氏名には必ずふりがなを。

・申告の所得金額（退職所得は含みません）が2千万円を超える方は、「財産債務の明細書」を申告書とともに提出してください。

・従来白色申告者の方に提出していただいた収支計算書は、昭和59年分から「収支内訳書」として、確定申告書に添付していただくことになりました。

## 申告相談（無料）を開催

税理士会では、無料の申告相談をつぎの日程で行います。

お気軽にご利用を。

**時間**　各会場とも午前9時30分から午後4時まで（土曜日は正午まで）

**問合せ**　東京税理士会麹町支部（☎263—9674）か同神田支部（☎291—1345）へ。

▼申告相談の日程と会場

| 月　日 | 会　場 |
|---|---|
| 3月4日㈪～5日㈫ | 神保町区民会館<br>神田公園区民会館 |
| 3月6日㈬～7日㈭ | 万世橋区民会館<br>和泉橋区民会館 |
| 3月4日㈪～9日㈯ | 麹町税務<br>経営指導所<br>（六番町1布江ビル1階<br>☎264-0049） |

## 国民年金と国民健康保険の保険料は所得控除の対象となります

国民年金と国民健康保険の保険料は、ともに税金の所得控除となります。所得税の確定申告のとき、社会保険料として申告してください。

それぞれの保険料は、左記の担当課へ問合せてください。

▼国民年金課▼国民健康保険課

**▼国民年金保険料は59年分保険料はつぎのとおり。**

**1月～3月＝月額5千830円**

**4月～12月＝月額6千220円**

**付加保険料＝月額400円**

## 各種の保険料や税金など便利な口座振替で

国民年金や国民健康保険の保険料、税金などは、他の公共料金などと同じように、口座振替で納めることができます。

手続きが簡単で、みなさんの預金口座から自動的に振替えるため、大変便利で、納め忘れもありません。

手続きの方法などは、**国民年金課、国民健康保険課、税務課**へお気軽に問合せを。

区税のしくみ　シリーズ⑥

## "住民税の申告"

### ●住民税の申告方法は

住民税（特別区民税・都民税）の申告方法としては、

①区役所に直接申告する

②サラリーマンの場合は、勤務先を通じて給与支払報告書が提出される

③税務署への確定申告をもって申告に代える

の3通りがあります。

特に①に関しては、市区町村が適正な課税を行うために、納税者から住民税の申告書を提出していただいているものです。

このため、学生の方や所得がない方、あるいは毎年確定申告している方や給与所得者などへも申告書が送られてしまうケースもありますが、このような方でも、その旨を申告書に書いてください。

これらの申告は、納税証明を交付する際の基礎資料ともなります。

税の証明が必要になって区役所を訪れても、申告書を提出していないために証明書が発行できないということにもなり兼ねませんので、忘れずに申告をしてください。

### ●区から申告書をお送りする方は

千代田区では、毎年1月下旬に、住民税の申告書をお送りしています。

対象となる方は、1月1日現在の住民基本台帳をもとに、つぎのような方々です。

①前年に千代田区へ直接申告している方

②昭和59年中に千代田区に転入された方

③新たに成人となられた方

**特別区民税・都民税の申告は3月15日㈮までに**

区からお送りした申告書に記入し、同封の返信用封筒でお早めに提出してください。

申告についての相談や問合せは、お気軽に**税務課**へどうぞ。

いよいよ始まります！

# 春の教養講座

★★★受講者募集★★★

4月になれば学校も新学期。区でも、各種の講座が続々とスタートします。

まず初めに、内神田社会教育会館の春期教養講座をご紹介しましょう。

**講座名・期間など**　表のとおり

**ところ**　内神田社会教育会館

**受講できるひと**　区内に在住・在勤する29歳までのひと（ただし手編みは年齢制限はありませんが初めてのひとを優先）なお、応募者多数のときは、区民優先のうえ抽選します。

**受講料**　無料（ただし教材費は自己負担）

**申込み・問合せ**　3月20日(水)までに往復ハガキに①講座名②住所③氏名④年齢⑤電話番号⑥勤務先（名称・所在地・電話番号）を記入して、千代田区教育委員会社会教育課事業係（〒102千代田区九段南1－5－10☎234－2841）へ。

▶内神田社会教育会館の春期教養講座

| 講座名 | 期間 | 内容 | 定員 |
|---|---|---|---|
| ホームクッキング | 4月10日(水)～7月10日(水)の毎週水曜日 | 家庭料理を楽しく学ぶ | 40名 |
| 茶道 | | 基礎から平点前まで | 30名 |
| クッキング入門 | 4月11日(木)～7月11日(木)の毎週木曜日（手編みは6月27日まで） | 料理の基本を楽しく学ぶ | 40名 |
| 手編み | | サマーセーターを編んで基礎をマスター | 40名 |

●時間は午後6：00～8：30

今年は
国際青年年

参加・協力・開発

アイドル・キャラクター

始めよう今、
見つめよう未来

児童館

## 学童クラブを募集します
―ともだちいっぱい―

区内の5つの児童館には、それぞれ「学童クラブ」があります。

この学童クラブでは、両親が働いていたり、どちらかの親が病気などの事情で、学校から帰ってきても世話をしてもらえないお子さんを預って、保護者に代って遊びを中心とした生活指導などを行っています。

くわしい内容などは問合せを。

**申込みができるひとは**…区内の小学校1年生から3年生までの児童

**学童クラブの日と時間は**…月曜日から土曜日までの下校時から午後5時まで（ただし、「こどもの日」を除く祝日と年末・年始はお休み。また、春、夏、冬休みは午前9時からです）

**費用は**…無料です。

**申込期間は**…3月1日(金)から16日(土)まで（それ以後の申込みは随時に各児童館へ）

**申込先・問合先は**…左記へ。

・一番町児童館（一番町10☎230－0866）

・四番町児童館（四番町11☎234－3084）

・富士見児童館（富士見2－3－6☎262－1040）

・西神田児童館（西神田1－3－4☎294－0631）

・神田児童館（神田淡路町2－9☎263－6021）

▼ともだちいっぱい（1月26日神田児童館「冬まつり」から）

千代田区ビデオ広報

わがまち千代田

第59号（2月号）放映中

まちの話題や行事など、広報課までお知らせください。

# おしらせ

## 保健所だより

■**栄養相談**（予約制）
**とき**　3月22日(金)、午前10時
**ところ**　麹町保健所分室
**対象**　区内在住、在勤者で5名（先着順）
**内容**　食事療法およびその他栄養相談
**申込み**　麹町保健所☎212－7814

■**乳幼児健康相談**
**とき**　3月28日(木)午後1時30分
**ところ**　麹町保健所
**対象**　乳幼児をおもちの希望者
**内容**　診察、身体測定、保健指導、栄養指導
**申込み**　当日直接保健所へ。

■**療育相談**（予約制）
**とき**　3月28日(木)、午後2時
**ところ**　麹町保健所
**対象**　先天性股関節脱臼や斜けいなど身体に障害があるか、またはおそれのある乳幼児
**内容**　専門医による相談と診察
**申込み**　麹町保健所☎212－7814

■**糖尿病の食事教室**
**とき**　3月7日(木)、午前10時
**ところ**　神田保健所
**対象**　区内在住、在勤の糖尿病のひとやその家族で先着20名
**内容**　調理実習と懇談など
**材料費**　300円程度
**申込み**　神田保健所☎291－3641

■**乳がん検診**（予約制）
**とき**　3月20日(水)午後1時30分
**ところ**　神田保健所
**対象**　区内に住む30歳以上の女性で25名（先着順）
**申込み**　神田保健所☎291－3641

## 児童館だより

■**一番町児童館**☎230－0688
■**人形劇**　3月2日(土)午後2時「トロトロとガアガア」劇団ポポロによるのんきな男の子の話
■**西神田児童館**☎294－0631
●**講演会**　3月7日(木)午前11時「1、2歳児の健康管理」
●**ミニだこをつくろう！**　3月1日(金)＝錦華公園（雨、雪のときは児童館）8日(金)＝西神田公園（雨・雪のとき中止）時間はいずれも午後2時30分
■**神田児童館**☎253－6021
●**映画会**　3月2日(土)、午後2時30分「空とぶジュウタン」「ドナルドダックと貯金箱」
●**作品展示会**　3月14日(木)～16日(土)　おともだちの絵や工作などを展示します。
●**発表会**　3月16(土)、午後2時合奏、劇などの発表があります。ただ今、出演者募集中！
●**こども会（ボールあそび）**　3月5日(火)＝佐久間公園、12日(火)＝神田児童公園、時間はいずれも午後3時～4時（雨雪のときは中止）

### 第1回　じどうかん「こども劇場」

人形劇団　**プーク公演「せむしの小馬」**（児童館合同観劇会）
**とき**　3月23日(土)午後1時30分～3時30分（1時から入れます）※無料
**ところ**　千代田区公会堂
**参加できるひと**　幼児・児童（3歳未満はご遠慮ください）
**せいり券の配布・といあわせ**　見たいひとは、3月1日(金)から近くの児童館でせいり券をうけとってください。先着順。くわしくは各児童館へ。

## 総合体育館 ☎256－8444

■**持っていますか？総合体育館の区民利用カード**
区立総合体育館では、区民のみなさんが体育館を利用するとき便利なように、「区民利用カード」を発行しています。
ご利用の際、カードを提示していただきますと、つぎのような特典があります。
①区民料金（在勤者料金より割安）での利用
②個人利用時間帯における優先入場
③毎月第3日曜日に無料で利用
「区民利用カード」の発行は、住所を確認できるもの（免許証、健康保険証、学生証など）を体育館窓口に提示してカードを受けてください。

## 老人福祉センター ☎265－3981

■**映画会**
**とき**　3月2日(土)、午前10時30分と午後1時30分の2回上映
**上映作品**　「飛鳥へそしてまだ見ぬ子へ」
■**第24回ことぶき学級**
**日程・内容**　3月5日(火)＝心の健康を考えよう、9日(土)＝皮膚、前立腺疾患について、12日(火)＝血圧と健やかなる老後、16日(土)＝タバコと肺がん、23日(土)＝入れ歯との上手なつき合い方、26日(火)＝運動器官と痛みについて
**時間**　午後1時30分～3時30分
**申込み**　2月25日(月)からセンター窓口で受付。センターを利用したことのないひとは、電話でも受付けます。
※1日だけの受講もできます。
■**浪曲寄席**
**とき**　3月17日(日)午後1時30分
**出演**　木村忠明ほか愛浪会
**外題**　深川裸祭

### 理髪サービス券
—ご利用は3月31日までに—
現在お手持ちの「理髪サービス券」の有効期限は、3月31日までです。
お間違いのないようにお使いください。
**問合せ**　福祉課老人福祉係

### お子さんについての心配ごとは
**教育相談** ☎256－8140
千代田区立教育研究所教育相談室（内神田2－1－8）
※事前に電話で申込みを。





## ごあんない

■**あなたのまちで区民相談**
**とき**　3月1日(金)午後1時～4時（受付は3時まで）
**ところ**　和泉橋区民会館
**相談内容**　法律、交通事故、税務人権・身の上、行政、一般相談
**問合せ**　広報課区民相談係

■**第4回消費者講座「消費者リーダーのあり方」**
消費者運動をすすめるうえで必要な知識を学びます。これから消費者運動に参加したい方、現在活動している方、ご参加を。
**とき**　2月28日(木)午後1時30分
**ところ**　区役所6階会議室
**講師**　東京都地域消費者団体連絡会副代表　木内良子氏
**申込み・問合せ**　生活勤労課生活勤労係へ電話で。

■**区立産業会館で利用者懇談会**
区立産業会館は、区内中小商工業振興発展のための施設です。
今まで、各種の見本市、展示会、研修会、営業会議などで多くの方に利用されています。
この産業会館をさらに利用しやすい施設としていくために、利用者のみなさんとの懇談会を開催します。
**とき**　3月1日(金)、午後2時
**ところ**　区立産業会館会議室
**対象**　区内在住、在勤の中小企業の経営者、従業員
**申込み・問合せ**　区立産業会館（☎233－1461～3）へ。

■**「入札参加願い」の受付**
昭和60年度・61年度中に千代田区が発注する工事の請負いなどについて、区と取引を希望する方の入札参加資格申請の受付を行っています。
**受付期間・場所**　3月8日(金)までの土曜・日曜日を除く午前9時30分～午後4時。区役所6階会議室
**問合せ**　経理課契約係

## 千鳥ヶ淵ボート場
—3月1日から再開—
**利用できる時間**
午前9時30分～午後4時30分
（乗艇券発売は午後4時まで）
**利用料金**　30分200円、1時間400円
**問合せ**　商工振興課観光係

## みんなでスポーツを

■**こども水泳教室**（無料）
**とき**　3月26日(火)～30日(土)の5日間、正午から午後2時まで
**ところ**　総合体育館プール
**対象**　区内に住む健康な小学生（新2年生～新6年生）で毎回参加でき、まったく泳げないか、10m程度しか泳げない初心者で60名。
**申込み・問合せ**　往復ハガキに（ひとりにつき1枚）住所、氏名、学校名、学年、電話番号を記入して、3月9日(土)までに（必着）千代田区教育委員会社会体育課体育係（〒102 千代田区九段南1－6－11）へ。（申込多数のときは抽選）

## 3月の休日診療当番医（内科・小児科）

**診療時間：午前9時～午後10時**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3日 | 飯田橋診療所 | ☎230-1800 | 飯田橋3-9-6 |
| | 岩本町診療所 | ☎851-8643 | 岩本町3-4-1 |
| 10日 | 広瀬クリニカ | ☎234-1357 | 一番町21-3-101 |
| | 神田司町クリニック | ☎295-2513 | 神田司町2-21 |
| 17日 | 福田医院 | ☎261-8727 | 五番町6 |
| | 渡部内科 | ☎262-5977 | 神田神保町3-2 |
| 21日 | 堤医院 | ☎261-3824 | 麹町6-4 |
| | 米良クリニック | ☎252-1801 | 神田鍛冶町3-3 |
| 24日 | 永井医院 | ☎261-1777 | 九段南4-6-13 |
| | 長岡医院 | ☎251-6268 | 神田淡路町1-1 |
| 31日 | 大森胃腸科 | ☎234-6226 | 隼町2-15 |
| | 遠藤医院 | ☎295-1013 | 神田錦町1-8 |

## 3月の休日歯科診療当番医

**診療時間：午前9時～午後5時**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3日 | 神山歯科医院 | ☎261-1688 | 麹町3-2 相互第1ビル1階 |
| 10日 | 千代田歯科医院 | ☎261-5709 | 麹町5-2 麹町5-2ビル4F |
| 17日 | 小林歯科医院 | ☎264-1826 | 五番町5 |
| 21日 | 五番町歯科医院 | ☎234-5730 | 五番町6 |
| 24日 | 大串歯科医院 | ☎230-2075 | 二番町5 |
| 31日 | 国光歯科医院 | ☎264-7024 | 九段南3-5-2 |

・健康保険証と健康手帳（70歳以上の方など）を必ずお持ちください。
・受診するときは、あらかじめ電話で問合せてください。
・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へ。

## ★私立幼稚園児のいる家庭に補助金をさしあげます★

区では、私立幼稚園園児保護者補助金の申請をただ今受付ています。
まだ手続きがお済みでない方は、忘れずに2月28日(木)までに申請をしてください。
**申請先・問合先**　総務課総務係まで。

**青果物消費者サービスデー**
3月7日(木)・22日(金)
青いノボリの八百屋さんで

**豚肉消費者サービスデー**
3月8日(金)
赤いノボリの肉屋さんで

**魚の消費者サービスデー**
3月13日(水)・27日(水)
濃紺のノボリの魚屋さんで

**救急**　夜間・休日の急病、歯科診療は
消防庁テレホンサービス ☎212-2323
東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間（午後5時～翌朝9時）☎216 4828
休日（午前9時～午後5時）☎216 4820

# 箱根、湯河原が呼んでいる

## 千代田荘ご利用の際はご参考に

千代田荘の申込み、問合せは区民課区民係へ

箱根と湯河原には千代田区の保養施設「千代田荘」があり、みなさんのお越しを待っています。

### ●利用できるひとは

千代田区内に住んでいるか、勤務している方です。（在勤者の家族の方は利用できません）

### ●申込み方法は

区役所区民課と各出張所窓口に用意してある「申込みハガキ」（往復ハガキ。箱根・千代田荘別）に必要事項を記入し、利用する月の前月1日から8日までに届くように郵便ポスト、または窓口備えつけの専用箱へ。

### ●抽選と予約は

8日までに届いたハガキについて、予約順位を決める抽選を行い、その結果をお知らせします。

当選者には、指定日時にハガキを持参のうえ、区役所で予約を。

### ●料金の払込みは

予約された方は、利用日の10日前までに区民課で手続きを。

### ●利用料金は（一泊2食付）

大人（12歳以上）……3千2百円
小人（4～11歳）……1千9百円

### ●土曜日だったら〝割当て月〟が有利

通常の申込みに加えて、「土曜日地区別割当て制度」があります。これは、毎月区で割当てた地区に住む方に限って、土曜日の一定数の部屋を別枠で抽選します。

**申込方法は**…箱根・湯河原のどちらか一方を選び、「土曜日地区割当て用」ハガキで申込みを。1グループ8名までです。

**各地区の割当ては**…表1です。（3、7、8月と区の事業で使用する土曜日は除く）

### ●千代田荘の利用できない日

休館日のほか、老人クラブや心身障害者団体などの利用する日です（表2）

▼表1 土曜日の地区別割当て

| 出張所区域 | 割当て月 |
|---|---|
| 番町 | 4月、9月、12月 |
| 富士見 | 5月、10月、61年1月 |
| 神保町 | 6月、11月、61年2月 |
| 神田公園 | 4月、9月、12月 |
| 万世橋 | 5月、10月、61年1月 |
| 和泉橋 | 6月、11月、61年2月 |

▼表2 千代田荘の利用できない日（60年4月～61年3月）

| 箱根千代田荘 | 年月 | 湯河原千代田荘 |
|---|---|---|
| 10、11、18、23、24、25 | 60年／4月 | 2、3、4、17、20 |
| 8、16、23、28、29、30 | 5月 | 7、8、9、22 |
| 6、12、20、25、26、27 | 6月 | 4、5、6、19 |
| 9、10、11、24 | 7月 | 2、3、4、17 |
| 14、27、28、29 | 8月 | 6、7、8、21 |
| 5、11、19、24、25、26、28 | 9月 | 3、4、5、18 |
| 3、9、17、22、23、24 | 10月 | 1、2、3、16 |
| 7、13、21、26、27、28 | 11月 | 5、6、7、20 |
| 11、25、26、27、年末28～31 | 12月 | 3、4、5、18、年末28～31 |
| 年始1～3、8、28、29、30 | 61年／1月 | 年始1～3、14、15、16、22 |
| 12、25、26、27 | 2月 | 4、5、6、19 |
| 11、12、13、26 | 3月 | 4、5、6、19 |

※1年間の日程表ですので、切り取ってご活用ください。

# 千代田区の文化財

## 民俗文化財

ひとびとが、衣食住、生産・生業、交通・交易、社会生活、信仰、年中行事などに使用した道具や資料などから生活様式の推移を知ることのできるもの、それが民俗文化財です。

たとえば、江戸時代のひとはどんな生活をしていたか、あるいは、それ以前、以後のひとたちはどんな生活をしていたかを、そのときのひとたちが日常生活などで使用していたものから知ろうというものです。

しかし、残念なことに、城跡や橋などとちがい、また、特定のひとによる美術工芸品でもなく、一般のひとたちが普段の生活の中で使用してきたものが多いため、生活様式が変化すると実用価値がなくなり、失われてしまいがちです。

とくに最近のように、生活様式の変化が激しいときには、民俗文化財の持つ意味は大きく、その収集・保存は重要なことです。

そこで区では、「千代田区文化財保護調査員」による民俗文化財の調査・収集をすすめるとともに、区民のみなさんに呼びかけ、貴重な資料となるものなどを収集しています。

個人で大切に保存していることも重要ですが、文化の象徴となる文化財は、より多くのひとの目に触れることで、これからの文化創造の力にもなります。みなさんのご協力をお願いします。

**連絡先** 社会教育課文化財係（九段社会教育会館☎234―2841）

**●衣食住に用いられたもの**

| | |
|---|---|
| てぬぐい | 屋号・商店名入りのもの |
| ふろしき | 屋号・商店名入りのもの |
| はんてん | 屋号・商店名入りのもの |
| 前掛 | 屋号・商店名入りのもの |
| 雨具 | みの、かさ、かっぱなど |
| 貯蔵用具 | 桶、米櫃、かめなど |
| 炊事用具 | 鍋、釜、ざる、かごなど |
| 調理用具 | まないた、ほうちょう、すりばちなど |
| 加工用具 | つけもの用具など |
| 家具調度品 | ついたて、火鉢、あんどん、ちょうちんなど |

**●生産・生業に用いられたもの**

| | |
|---|---|
| 耕作用具 | すき、くわ、苗かご、田げた |
| 狩猟用具 | おとり笛、おとりかご、わな、服装 |
| 染色用具 | かめ、釜、型紙 |
| 諸職用具 | 大工・左官・屋根・鍛冶・桶・紺屋などの職人が使った工具付属品・服装品・道具箱など |

**●儀礼・禁忌に関するもの**

**●技術の習得・伝承に関するもの**

**●職人の組織・機構に関するもの**